

令和 7 年 9 月

中小企業庁 事業環境部 取引課

「適正取引講習会」への周知協力をお願いについて

中小企業庁では、原材料価格やエネルギーコスト、労務費の上昇分を中小企業・小規模事業者等が適切に価格転嫁できるように様々な取り組みを推進しており、その1つとして、無料の講習会「適正取引講習会」を毎年で開催しております。

特に今年度は、約 30 年ぶりの大幅改正となる中小受託取引適正化法（取適法／旧：下請法）が 5 月に成立し、来年 1 月 1 日より施行となることを踏まえて、その改正法のポイントや、委託側企業に求められる価格交渉・転嫁への対応について、詳しく解説しております。

本事業『適正取引講習会』については、中小企業庁の委託事業の中で、講習会の実施運営および事務局業務を、株式会社 epigram が担当しておりますため、その事務局担当者より皆様にご連絡させていただいております。

本講習会では、取適法に関する知識や具体的な事例、また適切な価格転嫁を実現する交渉ノウハウなど、取引適正化に向けた様々なポイントを詳しく学べるプログラム構成としております。

中小企業庁としては、できるだけ多くの中小企業・小規模事業者の皆さまに受講していただき、ビジネスの現場でご活用いただき、取引条件・取引環境の改善、価格交渉、価格転嫁の促進を実現し、従業員の皆様の賃上げにも繋げて頂きたいと考えております。

つきましては、皆様におかれましては、特に、中小企業を中心に、お付き合いのある企業の方々に対して、本講習会の開催について御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、講習会の日程およびプログラムについては、本事業のWEBサイトである「適正取引支援サイト」(tekitorisupport.go.jp/)にてご確認頂けますので、是非ご覧ください。

担当 : 中小企業庁 事業環境部 取引課 赤澤
03-3501-1669 (直通／内線 : 5291)

※適正取引講習会の詳細については、下記事務局までご連絡ください。

適正取引講習会 事務局 (株式会社 epigram 内)

電話 : 03-6820-0670 (平日 10:00～17:00)

tekitori.koushuukai@epigram.tokyo